

## 令和4年度第1回広島市子ども・子育て会議 会議要旨

- 1 開催日時 令和4年5月30日（月）17時30分～18時00分
- 2 開催場所 広島市議事堂4階 第3委員会室
- 3 出席委員 17名  
山田（浩）会長、藤井副会長、阿佐委員、伊藤委員、宇都宮委員、大下委員、川口委員、下西委員、武市委員、橋本委員、檜谷委員、前田委員、宮本委員、森井委員、山田（豊）委員、山田（春）委員、米川委員
- 4 事務局 6名  
（こども未来局）  
こども未来局長、こども未来局次長、こども未来調整課長、保育企画課長、  
保育指導課保育園運営指導担当課長、保育指導課長
- 5 議題  
(1) 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に係る規定の整備について
- 6 公開の状況 公開
- 7 傍聴人 0名
- 8 会議資料  
資料1 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に係る規定の整備について  
資料1別紙 広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要領（案）  
参考資料1 子ども・子育て会議（広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会）委員名簿  
参考資料2 児童福祉専門分科会及びその部会の専決事項及び委員構成について
- 9 会議要旨  
**【議題（1）広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の運営に係る規定の整備について】**

〔説明〕

略

(山田会長)

ありがとうございました。ただいま御説明のありました内容について御意見、御質問等ございますか。川口委員、お願いいたします。

(川口委員)

確認ですが、勉強不足かもしれませんが、児童福祉法第 8 条第 2 項に書いてあります「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項」は児童福祉法にあるので児童のことを指しているのだと思うのですが、この運営要綱の第 2 条の中で「児童及び妊産婦の福祉の部分（心身障害児を除く。）」との整合性についてはどのように解釈をしたらいいのでしょうか。

(尾崎課長)

心身障害児の関係については、障害福祉専門分科会で取り扱うこととして、社会福祉審議会の全体会議の中で決定されており、心身障害児を除く部分をこの分科会で取り扱うということです。

(川口委員)

再度確認ですが、児童福祉法第 8 条 2 項では、「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議」となっているけれども、ここの専門分科会の運営要領の中では、心身障害児を除く問題についてのみ、この提供部会で検討する、障害があるとかないとかはどういうところで、今、いつもぼくは障害があってもなくても子どもというところでくくって考えるべきではないでしょうかと言ってきたが、心身障害児を除くというのがどういうことなのかと思ったのでお伺いした。

(尾崎課長)

川口委員がおっしゃっているように、微妙なところがあるのかもしれません。この分科会なのか、あるいは障害福祉専門分科会なのか、いずれにしても、漏れがないよう取り組んでいく必要があります。

(森川局長)

いつも川口委員がおっしゃるように、障害のあるなしに関わらず、取り組んでいく必要があると考えておりますが、規定上、心身障害児の福祉の部分は、障害福祉専門分科会で一応やるような規定となっております。ただ、実際に除いてはいけないのですが、例えば障害福祉専門分科会でやることとなったとしても、必要な委員を入れまして、そこは整合性というか、子どもということで必要であれば委員を加えた上で審議をやっつけようと考えています。

(川口委員)

広島市の組織上ということですよ？  
わかりました。

(山田会長)

A3 紙をみますと、それぞれの専決事項の最初は、「児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項について」となっていて、川口委員が言われたような心身障害児を除外とはなっていないと思うのですが。

(尾崎課長)

先程、もともと全体の社会福祉審議会の全体会議がございます。その規定の中で、すでに5月16日に了解いただいた専決事項についてという中で、区分けを、今回に限らず、第8条第2項だけでなく、第8条第7項もあるのですが、いずれも児童の福祉の部分については、心身障害児を除くとなっており、除かれたところについては、障害福祉専門分科会で対応することになっておりまして、児童の部会の方では、除かれたものを対象に、各部会に割り振るということをしております。

(山田会長)

この資料では、右下に心身障害児を除くと書いてありますが。

(尾崎課長)

そうです。その部分を、米印で右下に1番2番をつけていますが、こういった形で分けを示しています。

(山田会長)

別の部会で検討すると、決して除外されている訳ではないと。わかりました。

(山田会長)

他に御意見等ございませんでしょうか。それでは、意見等がないようですので、ここでまとめさせていただきます。それでは、事務局の原案どおり「広島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会運営要領」を制定してよいでしょうか。「異議なし」とのことですので、これで制定させていただきます。

これで、議事事項が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

(事務局)

山田会長ありがとうございました。本日の会議概要につきましては、後日広島市ホームページで公表することとしております。令和4年度第1回広島市子ども・子育て会議を閉会いたします。お忙しい中、御出席いただきありがとうございました。